

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【120百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電力の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用して小水力等発電を導入することにより、自らが消費する電力を自らが発電する、あるいは、売電収入を施設の電力料金等の維持管理費に充てることが可能となります。
- ・このため、平成24年3月30日に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の適正な維持管理を確保する観点から、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。

政策目標

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する。

<主な内容>

1. 県別マスタープランへの支援

120 百万円

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画（マスタープラン）の策定等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-6744-2209（直））]